

船橋市地域災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 船橋市の災害時における医療救護対策及び公衆衛生活動等の整備を図るため、本市に船橋市地域災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害医療対策に関する事項の検討
- (2) 活動マニュアルの策定等
- (3) 訓練の計画及び研修等の計画
- (4) 地域の救護活動及び公衆衛生等に係る重要事項の活動支援
- (5) 災害医療コーディネーターの活動支援
- (6) その他災害医療の実施に必要な事項

(委員)

第3条 対策会議は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 船橋市医師会に属する者3名以内
- (2) 船橋歯科医師会に属する者2名以内
- (3) 船橋薬剤師会に属する者2名以内
- (4) 船橋市災害医療コーディネーター2名以内
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となり、議事を整理する。

2 対策会議の会議は必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 検討内容に応じ、対策会議に部会を置くことができる。

2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

(公務災害の補償)

第7条 対策会議の業務に係る事故について、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第8条 対策会議の事務局を保健所健康危機対策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。